

- 4 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと
- 5 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集、分析及び提供すること
- 6 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと
- 7 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと

連絡先

電話 043(223)1019

(受付日時 月～金の午前9時～午後5時 祝日・振替休日を除く。)

FAX 043(222)4133

E-mail sgyakutai@pref.chiba.lg.jp

■子どもの相談■

◎こども急病電話相談

夜間、お子さんの具合が急に悪くなったとき、看護師や小児科医が電話で症状を伺い、すぐに医療機関で受診したほうがいいか、家で様子をみても大丈夫かなどをアドバイスします。

相談時間 19時～翌8時（年中無休）

電話番号 #8000

※ダイヤル回線、光電話、IP電話、銚子市からは、043(242)9939

◎児童相談所

児童に関するあらゆる問題について相談に応じ、問題の原因やどのようにしたら児童の健全育成が図れるかを専門的に調査・判定し、その児童に最も適した指導を行います。

また、児童福祉施設(助産施設・母子生活支援施設・保育所を除く。)への入所等の措置を行います。

主な業務内容

1 相談

(1) 来所・電話相談

土、日、祝日を除き午前9時から午後5時まで行っています。

(2) 子ども家庭110番

千葉市を除く県下全域を対象とする電話相談の窓口を設置し、相談に応じています。

・児童に関する相談（しつけ、教育、適性、養護、障害など）の受付時間

毎日、午前8時30分から午後8時まで

- ・児童虐待に関する相談、通告の受付時間
24時間365日
(土、日、祝日を除く午前9時から午後5時は、各児童相談所でも受け付けています。)

詳しいことは児童家庭課にお問い合わせください。

(3) 児童相談所全国共通ダイヤル「189」

24時間365日、お近くの児童相談所につながり、すぐに通告・相談ができる全国共通の電話番号です。

2 診断・指導

児童福祉司や児童心理司・医師等による専門的な診断を行うとともに、必要に応じて訪問指導や通所指導を行います。

3 一時保護

緊急の場合、児童を保護する他、行動観察のため一時的に入所してもらうことがあります。

名 称	所 在 地	電 話・FAX	担 当 区 域
中央児童相談所	〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-5-2	TEL:043(253)4101 電話相談 (子ども家庭・110番) TEL:043(252)1152 FAX:043(253)9022	成田市、佐倉市、習志野市、 市原市、八千代市、四街道 市、八街市、印西市、白井 市、富里市、印旛郡
市川児童相談所 船橋支所	〒272-0026 市川市東大和田 2-8-6 〒273-0014 船橋市高瀬町 66-18 (県消費者センター3階)	TEL:047(370)1077 電話相談 TEL:047(370)5286 FAX:047(370)1019 TEL:047(420)1600	市川市、鎌ヶ谷市、浦安市 船橋市(一時保護に関する 業務は除く)
柏児童相談所 柏末広支所	〒277-0831 柏市根戸 445-12 〒277-0842 柏市末広町 11-18	TEL:04(7131)7175 電話相談 TEL:04(7134)4152 FAX:04(7134)4153 TEL:04(7147)5455	松戸市、野田市、流山市、 我孫子市 柏市(一時保護に関する業 務は除く)

銚子児童相談所	〒288-0813 銚子市台町 2183	TEL:0479(23)0076 電話相談 TEL: 0479(23)0076 FAX:0479(23)0039	銚子市、旭市、匝瑳市、 香取市、香取郡
東上総児童相談所	〒297-0029 茂原市高師 3007-6	TEL:0475(27)1733 電話相談 TEL:0475(27)5507 FAX:0475(27)1735	茂原市、東金市、勝浦市、 山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡、長生郡、夷隅郡
君津児童相談所	〒299-1151 君津市中野 4-18-9	TEL:0439(55)3100 電話相談 TEL:0439(55)3100 FAX:0439(55)3103	館山市、鴨川市、木更津市、 君津市、富津市、袖ヶ浦市、 南房総市、安房郡
千葉市 東部児童相談所 (千葉市所管)	〒261-0003 千葉市美浜区高浜 3-2-3	東部児童相談所 TEL:043(277)8820 電話相談 TEL:043(279)8080 FAX:043(278)4371	千葉市 東部児童相談所 中央区、若葉区、緑区
千葉市 西部児童相談所 (千葉市所管)	〒261-0003 千葉市美浜区高浜 3-3-1 はまのわ3階	西部児童相談所 TEL:043(227)8821 電話相談 TEL:043(279)8080 FAX:043(277)8905	西部児童相談所 花見川区、稲毛区、美浜区

◎家庭児童相談室及び家庭相談員

○家庭児童相談室

児童福祉の向上を図るため、福祉事務所に専門の職員（家庭相談員）を置き、専門的立場から家庭における児童養育等について相談に応ずる身近な相談機関です。

問合せ先 各保健所（健康福祉センター）（印旛、香取、山武、長生、夷隅、安房）の
地域保健福祉課（又は地域福祉課）、各市又は区の福祉事務所

○家庭相談員

児童及び家庭問題の相談に応ずる専門の職員です。家庭児童相談室に駐在し、電話による相談や、必要によっては訪問も行います。

◎児童委員及び主任児童委員

児童委員（民生委員が兼務）は、児童福祉法に基づき、市町村に配置されている民間の奉仕者であり、担当区域内の児童等の生活及び環境の状況を把握し、相談・指導の活動を通じて児童の保護、健全育成等児童の福祉向上に努めています。

また、児童委員の中に児童福祉に関する事項を専門的に相当する主任児童委員があり、地域において行政機関、教育関係機関、児童福祉施設等と連携をとりながら各関係機関と児童委員との連絡調整を図る等の活動を行っています。

問合せ先 各市又は区の福祉事務所・町村役場（6ページ及び巻末資料3参照）

◎母子保健推進員（保健推進員）

市町村長の委嘱を受けて、母性及び乳幼児の健康保持増進のため、地域の母子と市町村のパイプ役として、各種母子保健事業の周知・協力、地域住民の自主的な活動の支援等を行っています。

問合せ先 各市役所・町村役場母子保健担当課

◎児童家庭支援センター

地域の児童に関する家庭等からの相談を受け付ける身近な相談機関です。

児童虐待や非行等、子どもに関わるさまざまな問題について、相談に応じます。

また、児童相談所等とも連携して、必要な指導等も行います。

名称	所在地	電話	FAX
ファミリーセンター・ヴィオラ *児童養護施設「野の花の家」に附設	〒292-0201 木更津市真里谷 1879-2	0438(53)3453	0438(53)3463
子山こども家庭支援センター *児童養護施設「子山ホーム」に附設	〒298-0003 いすみ市深堀 689-1	0470(63)1919	0470(63)1919
オリーブ *児童養護施設「晴香園」に附設	〒270-0011 松戸市根木内 145	047(340)1151 1153	047(309)8807
子ども未来サポートセンター や ちよ *乳児院「ほうゆうベビーホー ム」に附設	〒276-0022 八千代市上高野 157	047(409)5551	047(409)5552
子ども家庭支援センター「オレ ンジ」	〒299-2522 南房総市安馬谷 2043	0470(28)4288	0470(28)4289
望みの門ピーターパンの家 *児童心理治療 施設「望みの門木下記念学園」に 附設	〒299-1607 富津市湊 773-1	0439(67)8816	0439(27)0916
児童家庭支援センター・こうの だい *母子生活支援施設「国府台母子 ホーム」に附設	〒272-0827 市川市国府台 2-9-13	047(374)7716	047(372)1457
とうかいこども家庭しえんセン ター	〒289-2503 旭市江ヶ崎 504-1	0479(85)7796	—

子ども家庭支援センター「K' orange」	〒273-0137 鎌ヶ谷市道野辺本町 1-2-3 飯田ビル301	047(497)8860	047(497)8861
児童家庭支援センター 相談室 ルッカ	〒277-0005 柏市柏 5-8-6 柏央ビル 405	04(7199)3552	04(7170)0843
こどものひなた	〒297-0028 茂原市道表14-4	0475(36)6226	0475(36)2433
児童家庭支援センター ベーす *児童養護施設「びっき」に附設	〒299-0200 袖ヶ浦市戸国飛地 398-1	0438(40)5900	0438(40)5901
児童家庭支援センター いちのみや *児童養護施設「一宮学園」に附設	〒299-4301 長生郡一宮町一宮 389	0475(42)2069	0475(42)3545
生活クラブ風の村はぐくみの杜 君津 こども家庭支援センター *児童養護施設「生活クラブ風の村はぐくみの杜君津」に附設	〒299-1104 君津市糠田 396-20	0439(27)0085	0439(70)1116
子ども家庭支援センター 「Sakura」	〒285-0817 佐倉市大崎台 1-2-5	043(420)8893	043(420)8894
児童家庭支援センター 実糀パークサイドハウス *児童養護施設「実糀パークサイドハウス」に附設	〒275-0003 習志野市実糀本郷 23-8	047(409)9696	047(409)9944
児童家庭支援センター ししく *児童養護施設「獅子吼園」に附設	〒297-0074 茂原市小林 484	0475(22)2397	0475(25)1724
子ども未来サポートセンター ほうゆう *児童養護施設「ほうゆうキッズホーム」に附設（千葉市所管）	〒262-0013 千葉市花見川区犢橋町 675	043(215)2001	043(250)7787
旭ヶ丘 *母子生活支援施設「旭ヶ丘母子ホーム」に附設（千葉市所管）	〒264-0025 千葉市若葉区都賀 1-1-1	043(214)8633	043(232)1477
ふたば *児童養護施設「房総双葉学園」に附設（千葉市所管）	〒263-0016 千葉市稻毛区天台 3-4-1	043(285)5634	043(255)6798

子里 *児童養護施設「千葉みらい響の杜学園」に附設（千葉市所管）	〒260-0802 千葉市中央区川戸 92-1	043(310)6001 (代表) 080(7318)5310 (直通)	043(310)6002
-------------------------------------	----------------------------	---	--------------

◎子ども家庭110番

子どもの発達や子育て不安など子どもに関わるさまざまな相談に応じるため、「子ども・家庭110番」を設置し、夜間・土・日・祝日の相談にも応じています。

電話 043(252)1152・・千葉市を除く県下全域を対象

児童に関する相談（しつけ、教育、適性、養護、障害など）の受付時間

→毎日 午前8時30分～午後8時まで

児童虐待に関する相談、通告の受付時間

→24時間365日受付

（月～金の午前9時～午後5時までは各児童相談所でも受け付けています。）

◎親子のためのSNS相談@ちば

保護者の方の子育ての不安や、親子関係などの悩み、お子さん自身からの家庭に関する悩みなどの相談にSNSでお応えする相談窓口です。

対象 千葉県内（千葉市含む）に在住する子ども及びその保護者

受付日時 平日（月曜日から金曜日） 午前9時から午後9時

土曜日・日曜日・祝日 午前9時から午後5時

（年末年始 12月29日から1月3日を除く）

相談方法 《LINEアカウントをお持ちの方》

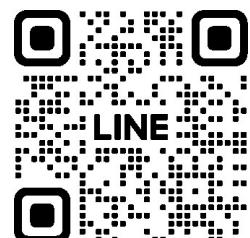
二次元コードを読み取り、LINEの友だち追加をしてください。

LINEのホーム画面の検索で「親子のためのSNS相談@ちば」を検索して追加することもできます。

《LINEアカウントをお持ちでない方》

ブラウザ上のWebチャットで相談ができます。

二次元コードを読み取り、ニックネームとパスワードを設定の上、ログインしてご相談ください。



◎千葉県警察少年センター

20歳未満の方からの家族や友達、学校生活等に関する相談及び保護者等からの子どもの非行、家庭内暴力、犯罪による被害、交友関係等に関する相談に電話や面接で応じます。

【電話相談・面接相談】

月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始は除く。）の午前9時～午後5時

《電話でのご相談》

ヤング・テレホン 0120-783-497（フリーダイヤル）

《面接でのご相談》

ご予約をお願いします。

《センター所在地》

- 本部少年センター（電話：043-206-7390）
千葉市稲毛区天台6丁目5番2号
- 東葛地区少年センター（電話：04-7162-7867）
柏市柏5丁目8番32号 柏市役所本庁舎第2分室2階
- 京葉地区少年センター（電話：047-451-6031）
習志野市鷺沼1丁目2番2号 NKCビル3階
- 内房地区少年センター（電話：0438-63-4666）
袖ヶ浦市奈良輪2丁目3番地9
- 北総地区少年センター（電話：0476-23-1891）
成田市花崎町750番地1 千葉交通本社ビル3階
- 外房地区少年センター（電話：0475-22-3741）
茂原市茂原640番地10 地堀第三ビル4階

◎千葉県総合教育センター

【特別支援教育部】

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒及び保護者や教員等を対象として、教育・養育上のニーズに応じて相談を行っています。相談内容によっては、医師による相談や千葉県子どもと親のサポートセンターと連携した相談も行っています。

〈相談の内容〉

- 発達に関する事（言葉の遅れや発音・聞こえ方や見え方・体の動き等）
- 家庭及び学校生活のこと（コミュニケーションを取ることが難しい、学習の遅れや偏りがある等）
- その他（発達障害の疑いのあるお子さんへの支援方法、就学前や進路先等）

〈相談の方法〉

- 来所相談（予約制：月～金曜日 午前9時～午後5時 休・祝日、年末年始を除く）
*申込みの際は、住所、氏名、学校名、保護者名などの他に、相談の概要をお知らせください。
*相談者のニーズ等に応じて、精神科医等による医療相談も行っています。
- 電話相談（月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分 休・祝日、年末年始を除く）
- メール相談（24時間受付）
*件名に「相談」という文字を入れてください。
*返信には一週間程度のお時間をいただきます。

※申込先 千葉県総合教育センター 特別支援教育部
 所在地 〒263-0043 千葉市稻毛区小仲台5-10-2
 電 話 043(207)6025 [教育相談専用]
 メール sose-inage01@mz.pref.chiba.lg.jp
 ※ホームページ <https://www.ice.or.jp/nc/consul/soudan/>

◎千葉県子どもと親のサポートセンター

【教育相談部】

学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人および保護者、教職員に対し、相談活動を通して支援・援助を行います。

相談の種別

種 別	受付時間等	相談対象
電話相談	<子サボフリーダイヤル：24時間対応> ☎0120-415-446 <24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）：24時間対応> ☎0120-0-78310 ※千葉県内において「24時間子供SOSダイヤル」は、 子どもと親のサポートセンター及び千葉市教育委員会 の電話相談に接続されます。	
来所相談	月～金 9:00～12:00/13:00～17:00（休祝日、年末年始は除く） ※新規の来所相談は、月～金曜の8時30分～16時30分に、電話（上記フリーダイヤル）で事前にお申し込みください。 保護者、児童生徒にそれぞれに担当者がつく親子並行面接を行います。	児童生徒 保護者 教職員 等
Eメール相談	saposoudan@chiba-c.ed.jp ※件名を必ず「相談」としてください。 ※返信は数日かかる場合があります。 迷惑メール対策等の設定をされている方は、上記のアドレスからメールが受信できるようにメールの設定を確認してください。	ワンストップ・オンライン相談 予約ページ 
ワンストップ・オンライン相談	ZOOMを活用したオンライン相談 ※事前予約制 月～金 9:00～17:00（休祝日、年末年始は除く） 予約は、当センターHP又は右の二次元コードから。	
SNS 相談 <小中高生「SNS 相談@ちば」>	毎週 火・木・日 18:00～22:00 LINEアプリにて「SNS相談@ちば」を右の二次元コードより「友だち追加」してください。トーク画面でメッセージを送ると相談が始まります。	小（4～6年） 中高生 

所在地と交通アクセス

- ・住所 千葉市稻毛区小仲台5-10-2
- ・アクセス JR稻毛駅より穴川方面へ徒歩15分 千葉女子高校となり
JR稻毛駅東口より京成バス（草野車庫行き・こてはし団地行き・いき
いきプラザ行き・さつきが丘団地行き・ファミールハイツ折返場行き）
にて「女子高校」下車

ホームページ <https://cms2.chiba-c.ed.jp/kosapo/>

◎こども家庭センター

「こども家庭センター」は、児童福祉法の改正により令和6年4月から、設置が市町村の努力義務となった相談機関です。

母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うこととされています。

令和7年5月時点において県内36自治体で設置されています。

問合せ先 各市役所・町村役場

■ひとり親家庭の相談■

◎母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の生活一般の相談に応ずるとともに自立に必要な指導にあたる専門の相談員です。

電話による相談や、必要によっては訪問も行います。

問合せ先 各保健所（健康福祉センター）地域保健福祉課又は地域福祉課・各市または区のひとり親家庭福祉担当課